

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規定第11条の規定に基づき、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所中及び退所した者又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中及び委託を解除された者に児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）を貸付け、もってこれらの円滑な自立を支援することを目的とし、その自立支援資金の貸付けに関し必要な事項を定める。

(貸付対象)

第2条 自立支援資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 生活支援費の貸付対象者は、児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）とする。
- (2) 家賃支援費の貸付対象者は、進学者のほか、児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）とする。
- (3) 資格取得支援費の貸付対象者は、児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）及び児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある者であって、大学等に在学する者を含むものとする。

(自立支援資金の資金種類及び貸付額)

第3条 自立支援資金の貸付種類及び貸付額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 生活支援費 月額50,000円
- (2) 家賃支援費 月額32,000円以内
- (3) 資格取得支援費 250,000円以内〔初回貸付日から1年以内〕

2 家賃支援費については、就職者が就業先から住宅手当が支出されている場合は、家賃から住宅手当額を差し引いた額について、貸付けの対象とする。資格取得支援費の貸付額は、資格取得に要する費用の実費とする。

(貸付期間及び利子)

第4条 生活支援費の貸付期間は、大学等に在学する期間とし、家賃支援費の貸付期間は、進学者については、大学等に在学する期間とし、就職者については、退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間とする。又、資格取得支援費は初回貸付日から1年以内とする。

2 前項に規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により

休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないこととする。

3 自立支援資金の利子は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第5条 貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、以下の書類を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 申請書(第1号様式)
- (2) 意見書(第2号様式)
- (3) 親権者等法定代理人同意書(第3号様式)
(親権者等法定代理人の同意が得られない場合は提出不要)
- (4) 住民票(申請者、連帯保証人)
- (5) 連帯保証人の収入が確認できる書類
- (6) 進学者にあつては、在学を証明及び確認できるもの
- (7) 就職者にあつては、就業届(第9号様式)
- (8) 家賃支援費貸付申請者は、1ヵ月の家賃がわかる書類
- (9) 資格取得支援費貸付申請者は、資格取得に要する費用を確認できる書類
- (10) その他、本会会長が必要と認める書類

(申請の手順)

第6条 申請の手順は次の各号の通りとする。

- (1) 児童養護施設等に入所中又は退所した者にあつては、当該児童養護施設等を経由するものとし、意見書(第2号様式)の記入者については、児童養護施設等の長とする。
- (2) 里親等に委託中の者にあつては、里親又は申請者から、直接本会へ申請するものとし、意見書(第2号様式)の記入者については、児童相談所長とする。
- (3) 里親等の委託を解除された者にあつては、申請者から直接本会へ申請するものとし、意見書(第2号様式)の記入者については、児童相談所長とする。

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯して債務を負担する連帯保証人を立てなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、連帯保証人を立てなくても、貸付けを受けることができるものとする。

- (1) 死亡又は行方不明等により保護者等がない。
- (2) 保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等からの経済的支援が見込まれない状態にあり、連帯保証を受けられない場合。

(貸付審査会の設置)

第8条 適正な貸付けを行うため、児童自立支援資金貸付審査会(以下「審査会」という。)を設置し、貸付けの可否の審査を行い、本会会長へ報告するものとする。なお、審査会の運営方法等については、本会会長が別に定めるものとする。

(審査結果の通知)

第9条 本会会長は、前条の審査会の報告を受け、貸付けの可否を決定し、申請者、連帯保証人、意見書（第2号様式）の記入者へ通知するものとする。

(貸付けの契約)

第10条 貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号に掲げる書類を前条の通知を受けた日から14日以内に第6条に定める申請の手順と同様の方法で、以下の書類を本会会長へ提出しなければならない。

- (1) 契約書（第4号様式）
- (2) 印鑑登録証明書（借受人等）
- (3) 振込口座申請書（第5号様式）
- (4) 振込口座通帳の写し
- (5) その他本会会長が必要と認める書類

2 特段の事情がなく前項に規定する期間内に書類の提出がない借受人は、自立支援資金の貸付けを辞退したものとみなすものとする。

(貸付金の交付)

第11条 本会会長は、借受人から前条に規定する書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る自立支援資金を交付するものとする。

2 自立支援資金の交付は、生活支援費、家賃支援費については分割により交付するものとし、資格取得支援費については、一括で交付するものとする。

(貸付契約の解除)

第12条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 進学者が大学等を退学したとき。
- (2) 就職者が離職したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 貸付期間中に借受人から貸付契約の解除を申し出たとき。

2 借受人が前項に該当する事由が生じたときには、借受人又は連帯保証人は、第6条に定める申請の手順と同様の方法で、次の各号に掲げる書類等を直ちに本会会長に提出しなければならない。

- (1) 大学等を退学したときにあつては、退学・契約解除届（第8号様式）
- (2) 就業先を離職したときにあつては、就業変更届（第10号様式）及び就業期間証明書（第11号様式）
- (3) 死亡したときにあつては、退学・契約解除届（第8号様式）、死亡届（第16号様式）及び当該事実を証明する書類
- (4) 借受人から貸付契約の解除を申し出たときにあつては、退学・契約解除届（第8号様式）

3 本会会長は、第1項に規定する貸付けの解除の届出があつたときは、契約の解除及び自立支援資金の返還等について通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第13条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 進学者については、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
- (2) 就職者については、就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
- (3) 資格取得希望者については、就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき、及び2年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

2 借受人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、借受人又は連帯保証人は、第6条に定める申請の手順と同様の方法で、返還免除申請書（第14号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(一時償還)

第14条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- (1) 自立支援資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (2) 償還金の支払いを怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この要領の規定若しくは自立支援資金の貸付契約の条項に違反し、又は本会会長の指示に従わなかったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第15条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき。
- (2) 資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき、及び大学等に在学しているとき。

2 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、当該各号に掲げる事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものについては、この限りではない。

- (1) 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 借受人又は連帯保証人は、1項及び2項に規定する各号のいずれかに該当し、猶予を申請するときは、第6条に定める申請の手順と同様の方法で、返還猶予申請書（第13号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 4 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第16条 本会会長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸付けた自立支援資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなった場合
返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した場合
返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合
返還の債務の額の一部
 - (4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき
返還の債務の額の一部
- 2 借受人又は連帯保証人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、第6条に定める申請の手順と同様の方法で、返還免除申請書（第14号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。
- 4 裁量免除の額は、就業継続した期間を自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、第1項の（4）の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(返還)

第17条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から債務を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき。
- (3) 資格取得支援費については、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

(返還期間及び返還方法)

第18条 前条の債務の返還期間は、貸付期間の2倍に相当する期間とする。ただし、特別な場合は4倍以内とするが、規定する返還期間により難しい場合には、県と協議し、長期の返還期間を設定することができる。

2 前条の債務の返還方法は月賦払いとし、支払金額は、債務額を支払月で割り出した金額とする。割り切れない端数は最終回に振り分けるものとする。

(延滞利子)

第19条 本会会長は、借受人が正当な理由がなくて自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なもの認められるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

(届出義務)

第20条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該書類を第6条に定める申請の手順と同様の方法で、直ちに本会会長に届出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先に変更、及び連帯保証人が死亡したときは登録内容変更届(第6号様式)

(2) 借受人が大学等を卒業したときは卒業証明書の写し

(3) 借受人が大学等を休学、停学、復学、留年等の進路の変更があったときは休学・復学等届(第7号様式)

(4) 借受人が大学等を退学したとき、貸付期間中に契約解除の申し出があったときは退学・契約解除届(第8号様式)

(5) 借受人が就職したときは就業届(第9号様式)

(6) 借受人が就業先を変更したときは、就業届(第9号様式)、就業変更届(第10号様式)及び就業期間証明書(第11号様式)

(7) 借受人が休職、復職したときは休職・復職届(第12号様式)

2 前項に規定する当該書類の提出がなかったとき、又は本会との連絡を怠った場合は、自立支援資金の交付を停止できるものとする。

3 本会会長は、借受人及び連帯保証人に対し、第1項に規定する届出書類のほか、貸付けの目的を達成するために必要な書類等の提出及び報告を求めることができるものとする。

(借受人等の責務)

第21条 借受人は、児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

- 2 借受人及び連帯保証人は、本会からの貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。
- 3 借受人は、毎年度4月、8月、12月に当該月の20日までに借受人現況報告書（第17号様式）を第6条に定める申請の手順と同様の方法で、本会会長に提出するものとする。

（個人情報取扱い）

第22条 本会会長、児童相談所、児童養護施設等、里親等は、自立支援資金に基づく一切の個人情報を申請者（借受人）と連帯保証人の不利益とならないように取り扱わなければならない。ただし、業務上に必要な最低限度の範囲内において、相互に情報を交換・共有できるものとする。

（補足）

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

（様式）

第24条 自立支援資金貸付に係る申請及び届出書類の様式は、次のとおりとする。

- 第1号様式 申請書
- 第2号様式 意見書
- 第3号様式 親権者等法定代理人同意書
- 第4号様式 契約書
- 第5号様式 振込口座申請書
- 第6号様式 登録内容変更届
- 第7号様式 休学・復学等届
- 第8号様式 退学・契約解除届
- 第9号様式 就業届
- 第10号様式 就業変更届
- 第11号様式 就業期間証明書
- 第12号様式 休職・復職届
- 第13号様式 返還猶予申請書
- 第14号様式 返還免除申請書
- 第15号様式 診断書
- 第16号様式 死亡届
- 第17号様式 借受人現況報告書

（雑則）

第25条 この貸付要領の施行に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成28年11月16日から施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 2 就職者については、平成26年4月1日以降に就職により児童養護施設等を退所した者から適用する。